

義援

復旧・復興に向けて
令和元年千葉県災害義援金のご案内について

問 総務課 自治振興係 ☎77・3903

令和元年台風15号から10月25日の大雨（以下、「台風15号など」）により、人的被害・住家被害（全壊～一部破損）を受けた方に対して「千葉県災害義援金」の申請を受け付けますので、次の内容についてご確認ください。

災害義援金について

台風15号などの災害により被災された方に対して、県内外の皆さまから寄せられた義援金を千葉県災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

※千葉県、日本赤十字社、共同募金会でお預かりした義援金は、その全額を被災者の皆さまにお届けしています。

配分方法

申請に基づき、口座振込により配分します。
※なお、振込に関する通知は行いませんので、通帳記入などご確認ください。

人的被害

人的被害を受けられた方、またはご遺族の方の口座に振り込みます。

住家被害

世帯主の方の口座に振り込みます。

申請方法

窓口申請の場合

総務課自治振興係の窓口（役場南庁舎1階）までお越しください。

※平日の午前8時30分～午後5時15分までの時間で受け付けていたします。

郵送の場合

申請書などの必要書類を
〒289-11692

山武郡芝山町小池992
芝山町総務課自治振興係
宛に郵送してください。

提出書類

- ・令和元年千葉県災害義援金申請書
- ・添付書類

（重傷を負われた方）

医師の診断書

（住家被害があった方）

り証明書

- ・本人確認ができる書類の写し（運転免許証、健康保険証など）

- ・振込先口座が確認できる書類の写し（通帳、キャッシュカードなど）

※郵送で申請される方は、本人確認および振込先口座が確認できる書類の写しも同封の上、送付してください。

※申請後に被害状況が変わったりした場合は、あらためて申請が必要となります。

注意事項

- ・申請書の記載誤りなどがあつた場合は、個別にご連絡させていただきます。
- ・この場合、支給までに時間を要したり、支給ができなくなつたりする場合がありますので、記載漏れや誤りがないようにご注意ください。
- ・申請を受け付けた後、支給対象に該当するかを確認して義援金を支給します。ただし、確認の状況や県からの義援金の配分状況により支給まで時

間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ・支給にあたって通知書などは送付いたしません。指定していただいた口座への振り込みをもって通知に代えさせていただきます。

今後、千葉県災害義援金配分委員会に基づき追加配分がある場合は、支給決定後の被害区分に応じた額を追加で振り込みます。なお、追加配分に対する新たな申請は必要ありません。



当町でも甚大な被害をもたらした台風15号などの災害

対象者および配分金額

■人的被害

台風15号などにより、以下の被害を受けられた方またはご遺族

区分	説明	配分金額
死亡	災害弔慰金または千葉県災害見舞金の死亡者に該当する方	30万円
重傷者	災害で1カ月以上の治療が必要な負傷をされた方	15万円

■住家被害

台風15号などにより、住んでいた家屋が以下の被害を受けられた世帯

※被害の状況は「り災証明書」の記載内容で確認します。

区分	説明	配分金額	
全壊	「全壊」と判定された世帯 または被災者生活再建支援制度の「解体」に該当する世帯	30万円	
半壊	「半壊」または「大規模半壊」と判定された世帯	15万円	
一部破損	床上浸水	床上浸水により「一部破損」と判定された世帯	3万円
	床上浸水以外	「一部破損」と判定された世帯（床上浸水を除く）	1万円

芝山町の魅力発信「ココシルしばやま」

☎ 総務課情報公聴係 ☎ 77-3921

観光アプリケーション「ココシルしばやま」にログインすることで、町の観光スポットやグルメ情報などをスマートフォンやタブレットで簡単に見ることができます。

芝山町の新たな魅力発見として、ぜひ一度ご覧ください。

■名称 ココシルしばやま

■URL

<https://home.shibayama.kokosil.net/ja/>

■ココシルとは 利用者が今いる場所に合った街・観光地・商業施設、各種イベントなどのさまざまな情報を提供し、「まち」を盛り上げるために開発された地域情報提供アプリケーションのこと

■QRコード



ココシル。しばやま

- 受け取りに必要なもの
 - ・マイナンバー通知カード（申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの）
 - ・個人番号カード交付通知書
- 予約窓口 町民税務課戸籍係
平日午前8時30分～午後5時まで
- 休日交付日 1月26日(日)
- 交付時間 午前10時～午後3時まで

- （ご連絡に同封されたハガキ）
 - ・写真付本人確認書類（運転免許証など）
 - ・印鑑（ゴム印不可）
 - ・お持ちの方は住基カード（引き換えで交付します）
- ※代理人による受け取りは本人が入院中などで来庁が困難な場合に限り行われます。詳しくは戸籍係へご連絡ください。



マイナンバーカード
休日交付を行っています

☎ 町民税務課戸籍係 ☎ 77-3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。